

大学院設置基準の一部を改正する省令について

資料 1 — 1
中央教育審議会大学分科会
大学院部会（第98回）
R2.9.9

背景

現状・課題

- ✓ 今後の社会変化に対応するためには、幅広い年齢層の人材が高度な「知」を身に付ける必要があり、そうした「知」にアクセスできる教育機会の充実が求められている
- ✓ 学び直しの際に重視するカリキュラムは、特定分野を深く追求した研究・学習や最先端をテーマに置いた内容等が挙げられており、学士課程を超えたより高度な大学院レベルのリカレント教育の需要が一定程度存在する
- ✓ 社会人の学び直しの方法として、大学・大学院等の活用割合は極めて低い
- ✓ 学び直しにあたっての主な課題として、仕事等が忙しく時間の余裕がないことが挙げられている

審議会等における提言等

- ✓ 2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）（平成31年1月 中教審大学分科会）
「科目等履修制度の積極的な活用を促進するとともに、取得した単位については学位取得を目指す際に適切に評価すること」
- ✓ 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月 閣議決定）
「社会人学生等が柔軟に履修期間・内容を選択できるよう、早期卒業・長期履修制度や単位累積加算制度の活用を促進する。全ての大学院が入学前や他大学院での学修を活用して単位累積加算的に学位授与を行うための方策を検討し、大学・大学院での学位取得の弾力化を進める。」

➡ **大学院におけるリカレント教育の推進のため、制度面についても柔軟化に向けた検討を行う必要がある**

改正概要

1. 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化

- ① 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が**他の大学院において修得した単位**を、**15単位を超えない範囲**で当該大学院において修得したものとみなすことができる。
- ② 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に**入学する前に他の大学院において修得した単位**（科目等履修生制度を含む。）を、**15単位を超えない範囲**で当該大学院に入学した後、当該大学院において修得したものとみなすことができる。

→ ①及び②で修得したものとみなすことのできる単位数は、**合わせて20単位を超えないものとする。** ※ 現状は、①及び②それぞれ上限単位10単位

2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮

大学院は、**入学前に当該大学院及び他の大学院において修得した単位**（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（後期を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、**当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなす**ことができる。

※ 修士課程については、少なくとも1年以上在学するものとする。

※ 修士課程を修了した者の博士課程における在学期間（大学院設置基準第17条第1項又は第2項の規定によるもの）については、適用しない。

※ 学部及び専門職大学院においては既に措置されている。

施行期日

令和2年6月30日 公布・施行

1. 他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化について

修士課程・博士課程 修了要件：30単位

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> 他の大学院において履修した授業科目について修得した単位 外国の大学院に留学、外国の大学院の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用 	10単位を超えない
入学前	<ul style="list-style-type: none"> 入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む） 	当該大学院で修得した単位以外は 10単位を超えない



単位互換	<ul style="list-style-type: none"> 他の大学院において履修した授業科目について修得した単位 外国の大学院に留学、外国の大学院の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用 	15単位を超えない	合わせて20単位を超えない
入学前	<ul style="list-style-type: none"> 入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む） 	当該大学院で修得した単位以外は 15単位を超えない	

<参考>

学部

卒業要件：124単位

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> 他の大学等において履修した授業科目について修得した単位 外国の大学等に留学、外国の大学等の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設等についても準用 短期大学又は高等専門学校における学修等 	合わせて60単位を超えない ※当該大学で修得した単位を除く
入学前	<ul style="list-style-type: none"> 入学する前に大学等において修得した単位（科目等履修生制度を含む） 入学前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修等 	

専門職大学院

修了要件：30単位以上 【法科】93単位以上 【教職】45単位以上

単位互換	<ul style="list-style-type: none"> 他の大学院において履修した授業科目について修得した単位 外国の大学に留学、外国の大学の通信教育、外国の学校教育制度で位置付けられた教育施設、国連大学についても準用 	合わせて、修了要件として定める30単位以上の単位数の1/2を超えない ※当該大学院で修得した単位を除く 【法科】 合わせて30単位を超えない ※当該大学院で修得した単位を除く ※修了要件が93単位を超える場合は、その分超えられる 【教職】 合わせて、修了要件として定める45単位以上の単位数の1/2を超えない ※当該大学院で修得した単位を除く
入学前	<ul style="list-style-type: none"> 入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生制度を含む） 	

2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮について①

【修士課程（博士前期課程含む）】

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能。ただし、1年以上在学するものとするため、早期修了や標準修業年限が1年以上2年未満の場合は適用できない場合がある。

修士課程	標準修業年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準 における規定	制度を利用する具体的な例（イメージ）
通常	2	2	16条	—
早期修了	2	1	16条ただし書	修士課程において優秀な業績を上げた者
1年コース ※修士課程のみ。標準修業年限が 1年以上2年未満の例	1	1	16条 3条3項	夜間や土日を利用して短期間で集中的に学びたい社会人
在学期間の短縮	2	1 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は2年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人
在学期間の短縮&早期修了	2	1 ※少なくとも1年以上在学するものとする	【今回新設】 18条1項ただし書	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人で、入学後、優秀な業績を上げた者
在学期間の短縮&1年コース ※修士課程のみ。標準修業年限が 1年以上2年未満の例	1	1 ※少なくとも1年以上在学するものとする	【今回新設】 18条1項ただし書	科目等履修生制度を利用して単位を修得していて、夜間や土日を利用して短期間で集中的に学びたい社会人

【博士課程（5年一貫）】

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能。また、優れた業績をあげた場合は、併せて早期修了することも可能。

博士課程 (5年一貫)	標準修業年限 [年]	実際に在学する期間 [年]	大学院設置基準 における規定	制度を利用する具体的な例（イメージ）
通常	5	5	17条1項	—
早期修了	5	3	17条1項ただし書	博士課程において優秀な業績を上げた者
在学期間の短縮	5	4 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は5年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人
在学期間の短縮&早期修了	5	2 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は3年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して単位を修得している社会人で、入学後、優秀な業績を上げた者

※以下の場合、適用しない。

- 第17条第1項及び第2項により、修士課程修了後、博士課程（5年一貫）に入学して、修士課程での在学期間を博士課程での在学期間に含める場合
- 博士後期課程

2. 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮について②

【医歯薬獣医学の博士課程】

入学前の既修得単位等を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことが可能。また、優れた業績をあげた場合は、併せて早期修了することも可能。

医歯薬獣医学の博士課程	標準修業年限 [年]	実際の在学期間 [年]	大学院設置基準 における規定	制度を利用する具体的な例（イメージ）
通常	4	4	44条	—
早期修了	4	3	44条	博士課程において優秀な業績を上げた者
在学期間の短縮	4	3 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は4年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して、単位を修得している社会人
在学期間の短縮 & 早期修了	4	2 ※1年間在学したものとみなすため、 形式上の在学期間は3年	【今回新設】 18条1項	科目等履修生制度を利用して単位を修得している社会人で、入学後、優秀な業績を上げた者